

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年11月11日付けで行った公文書開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年11月2日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「県立浦和図書館及び生涯学習文化財課が保有する次の公文書。アンケート『県立浦和図書館閉館（予定）について』の起案文書、合議、打合せ等及びホームページ掲載についての公文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象文書のうち教育局市町村支援部生涯学習文化財課が保有するものとして、「県立浦和図書館閉館（予定）について（意見受付の起案文書）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成26年11月11日付けで開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成26年11月19日付けで、実施機関に対し、本件処分につき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年1月14日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年4月20日に実施機関の職員から口頭説明を聴取

した。

### 3 申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を変更して、適正な起案文書を開示せよ。

(2) 異議申立ての理由

実施機関は、本件処分が開示した文書について簡易な起案文書であると主張している。しかし、本件対象文書のほかに、埼玉県教育局等文書管理規則（平成13年埼玉県教育委員会規則第10号。以下「文書規則」という。）及び埼玉県教育局等文書管理規程（平成13年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号。以下「文書規程」という。）第16条等に基づく適正な起案文書が作成・保有されているはずであり、この適正な起案文書を開示すべきである。

### 4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、県立浦和図書館が平成26年度末で閉館予定のため、同館利用者に対し平成26年10月22日・23日・25日の3回開催した説明会に参加できなかった利用者等から更に意見を聴く機会を設けるために同館で意見を受け付けることとする内容の意思決定を行った文書（起案文書）である。

本件開示請求に係る対象文書のうち教育局市町村支援部生涯学習文化財課が保有するものは、本件対象文書のみであって、そのほかの文書は作成・保有していない。

(2) 本件対象文書の作成等について

本件対象文書に係る意見受付は、上記説明会開催後、その参加状況、参加者の発言状況などに鑑み、更に意見を聴く必要があるとの認識から行ったものである。この説明会には県立浦和図書館の館長以下の職員も出席しており、

追加的意見聴取の必要性について関係職員間で共通の認識を持っていた。

このため、県立図書館再編の担当職であり上記説明会の主催者でもある教育局市町村支援部副参事が、本件対象文書の起案に先立ち、県立浦和図書館長に口頭により追加的意見聴取の実施を依頼するとともに、意見受付の方法、受付のための文書の内容等について当該両者間で必要な協議が行われた。

本件対象文書は、その結果の確認的な意味合いで起案したものである。このため、余白を利用して処理するという形式で起案したものであって、文書規程に基づく起案文書の形式にのっとりた文書はほかに存在しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書の特定等について

本件開示請求について、実施機関は、本件開示請求に係る対象文書のうち教育局市町村支援部生涯学習文化財課が保有するものとして、本件対象文書を特定の上、全部を開示する決定を行った。これに対して、申立人は、本件対象文書のような簡易な起案文書ではなく、このほかに文書規則等に基づく適正な起案文書が作成・保有されているはずであると主張し、本件異議申立てをしたものである。

そこで、本件対象文書の特定の妥当性について、以下検討する。

### (2) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 実施機関の説明によれば、本件対象文書は、県立浦和図書館が平成26年度末で閉館予定のため、同館利用者に対し平成26年10月22日・23日・25日の3回開催した説明会に参加できなかった利用者等から更に意見を聴く機会を設けるために同館で意見を受け付けることとする内容の意思決定を行った文書（起案文書）である。

当審査会において本件対象文書を確認したところ、この起案は、実際に意見を聴くために同館内に備え置く文書そのものの余白で起案の処理が行われ

ていることが認められる。

イ 上記アのような起案の処理について、実施機関は、文書規程第16条第2項第2号所定の「照会等で、当該文書の余白で処理できる起案」として「当該文書」を用いて起案したものであると説明している。

また、実施機関の説明によれば、県立浦和図書館閉館について利用者から意見を聴取する説明会が上記アのとおり開催され、これに出席できなかった県民を対象として、同説明会の開催後に書面による意見受付を行うこととなった。意見受付を行うための文書については、「県立図書館の今後のあり方に関すること」を担当する教育局市町村支援部副参事が、当該文書の起案に先立って関係機関の職員と打合せ・協議済であり、その結果の確認的な意味合いで起案したものが本件対象文書であるとのことである。

ウ ところで、起案文書とは、事案について意思決定するための案を記録した文書等をいうものである（文書規程第2条第4号）。

起案の方法等については、文書規程第16条第1項によると、起案は文書管理システム等を利用して行うものとされ、同条第2項には「総務課長が別に定める基準に該当する起案は、様式第6号の回議・合議書を用いて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる起案については、当該各号に定めるものを用いて行うことができる。」と定められている。そして、同項ただし書第2号によると「照会等で、当該文書の余白で処理できる起案」については、当該文書を用いて起案することができることとなっている。

エ 上記ウに鑑みると、起案の方法に関し、本件対象文書（起案文書）を実施機関が「当該文書の余白で処理できる起案」として扱ったことについては、県立図書館の廃止に関する事案であることを考慮すれば、単なる日常的業務における照会等に関する事案の文書とはいえ、その当否につき疑問がないわけではない。しかし、上記イの経緯・事情の下で本件対象文書に係る関係職員間であらかじめ打合せ・協議を行い合意済の事案であることが認められ

ることからすれば、不当とまではいうことができない。

オ 一般的に、全く同じ事案につき当該文書の余白で処理する起案と同時に、別の起案をすることがないことは是認できる。そして、本件対象文書は上記のとおり余白で処理できる事案と実施機関が判断して作成した起案文書であることが認められる。

そうすると、文書規程に基づく起案文書の形式にのっとりた文書が本件対象文書のほかには存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見当たらず、ほかに当該説明を覆す事情も認められない。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のとおり、実施機関において、本件開示請求に係る対象文書のうち教育局市町村支援部生涯学習文化財課が保有するものとして、本件対象文書のほかに本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定した本件処分は、妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木潔、高松佳子、山口道昭

## 審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年1月14日	諮問を受ける（諮問第268号）
平成27年1月14日	実施機関から開示決定等理由説明書を収受
平成27年4月20日	実施機関の職員から口頭説明聴取及び審議（第一部会第100回審査会）
平成27年6月 1日	審議（第一部会第101回審査会）
平成27年6月26日	審議（第一部会第102回審査会）
平成27年7月24日	審議（第一部会第103回審査会）
平成27年9月 7日	答申